

3. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) について

(1) 経緯

- 平成20年6月、動物愛護の観点からペットフードの安全性を確保することを目的とし、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」公布。
- 平成20年12月、施行期日政令及び施行令公布。
本法律は平成21年6月1日に施行されることとなった。

(2) 基準規格の検討

- ペットフード安全法第5条に基づき、現在、犬用及び猫用のペットフードの①製造方法の基準、②成分の規格、③表示の基準を検討中。
- これらの基準規格は、中央環境審議会及び農業資材審議会の意見を聴いて設定することとされており、審議を踏まえ原案を作成したところ。
- 平成21年1月中旬からパブリックコメントを開始する予定。

(基準規格案の概要)

○製造方法基準・成分規格

ペットフードの安全性の確保のため、製造過程において実施すべきこと(製造方法基準)や、ペットフードに含まれる有害な物質について健康に影響のないレベルに上限値(成分規格)を定める。

- ① かび毒(アフラトキシンB1)
- ② 残留農薬(クロルピリホスメチル、ピリミホスメチル、マラチオン、メタミドホス、グリホサート)
- ③ 添加物(エトキシキン、BHA、BHT、プロピレングリコール)
- ④ 有害微生物等(適切な加熱処理や水分調整などを行うこと)

○表示基準

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から必要な以下の5つの事項の表示を義務化。

- ①名称、②原産国名、③賞味期限、④事業者名及び住所・所在地、⑤原材料名

(3) 今後のスケジュール (案)

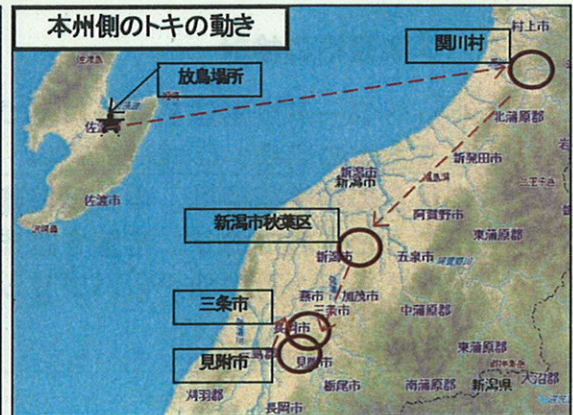
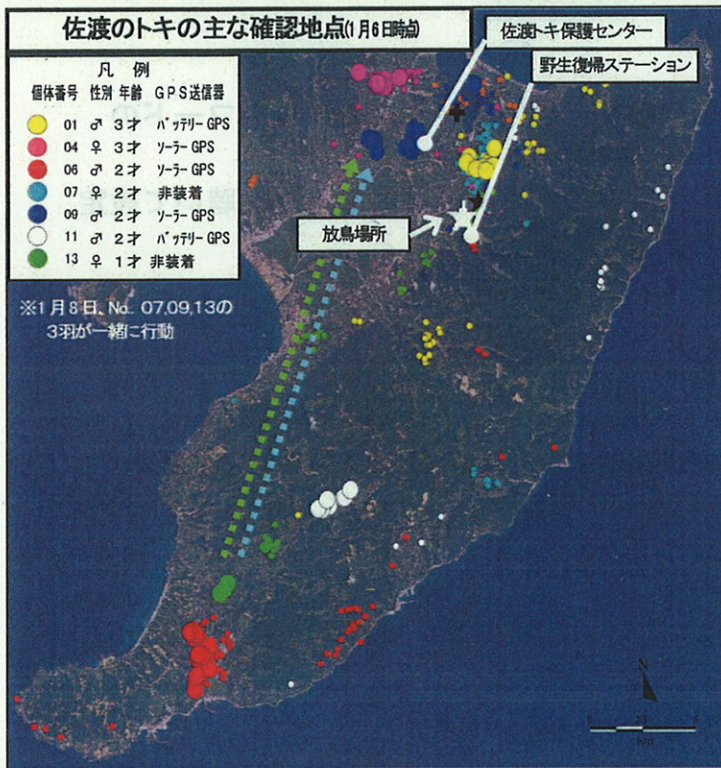
- | | |
|------------|--|
| 平成21年1月中旬～ | パブリックコメント(30日) |
| | WTO 衛生植物検疫(SPS)通報(60日) |
| 平成21年3月 | 中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会・ 農業資材審議会飼料分科会及び同安全性部会 合同会 合(第3回)開催 |
| 平成21年4月頃 | 省令公布 |
| 平成21年6月1日 | ペットフード安全法施行 |

4. トキについて

1. トキ野生復帰の取組

(1) 放鳥個体の行動状況

- 平成20年9月25日、新潟県佐渡市において10羽（オス5羽、メス5羽）を放鳥。
- 1月9日現在、佐渡で7羽（オス4羽、メス3羽）、新潟県三条市付近で1羽（メス）、合計8羽の生存を確認。
- 1羽（メス）は12月、佐渡で死亡を確認。残り1羽（オス）は未確認。



(2) 今後の予定

放鳥個体のモニタリングを継続するとともに、次期野生順化訓練を進める。モニタリング結果と専門家等の意見を踏まえて、放鳥を繰り返して行い、2015年頃に60羽の定着を目指す。

2. トキの分散飼育

(1) 概要

トキ保護増殖事業計画に基づき、鳥インフルエンザ等の感染症による絶滅の回避などを目的に実施。

(2) 分散飼育実施地

石川県、出雲市(島根県)、長岡市(新潟県)

(3) 開始時期の見通し

各自治体の状況により約1年から3年後